○内閣府令・農林水産省令第四号

農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十一条の六第二項、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条の十二第二項（同法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）及び農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第五十七条第二項の規定、農業協同組合法第九十二条の四第一項、水産業協同組合法第百八条第一項及び農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十二条の四十四第三項の規定、農業協同組合法第九十二条の五の九第一項、水産業協同組合法第百十七条第一項及び農林中央金庫法第九十五条の五の十第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の八第二項の規定並びに農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令（平成九年政令第八号）附則第二十四条の規定に基づき、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令を次のように定める。

令和四年三月二十四日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　松野　博一
農林水産大臣　金子原二郎

農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令

（農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令の一部改正）

第一条　農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成五年大蔵省・農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を加える。

改正後	改正前
（組合の個人利用者情報の漏えい等の報告）	［条を加える。］
第十四条の三の二　組合は、その取り扱う個人である利用者に関する情報（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第十六条第三項に規定する個人データに該当するものに限る。）の漏えい、滅失若しくは毀損が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じたときは、当該事態が生じた旨を行政庁に速やかに報告することその他の適切な措置を講じなければならない。	
（個人顧客情報の取扱い）	（個人顧客情報の取扱い）
第五十七条の十七　第十四条の三から第十四条の五までの規定は、特定信用事業代理業者について準用する。この場合において、第十四条の三の二中「行政庁」とあるのは、「農林水産大臣及び金融庁長官等」と読み替えるものとする。	**第五十七条の十七**　第十四条の三から第十四条の五までの規定は、特定信用事業代理業者について準用する。
（特定信用事業電子決済等代行業者の個人利用者情報の漏えい等の報告）	［条を加える。］
第五十七条の三十一の三十九の二　特定信用事業電子決済等代行業者は、その取り扱う個人である特定信用事業電子決済等代行業の利用者に関する情報（個人情報の保護に関する法律第十六条第三項に規定する個人データに該当するものに限る。）の漏えい、滅失若しくは毀損が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じたときは、当該事態が生じた旨を農林水産大臣及び金融庁長官等に速やかに報告することその他の適切な措置を講じなければならない。	
（行政庁等）	（行政庁等）
第六十条　この命令中「行政庁」とあるのは、都道府県の区域を超える区域を地区とする組合及び都道府県の区域を地区とする農業協同組合連合会における第十八条第三項第三号（第二十一条第一項において準用する場合を含む。）並びに第四十一条第一項第十号、第二項及び第三項の規定に係るものについては農林水産大臣及び金融庁長官、第七条第二項、第十四条の三の二及	**第六十条**　この命令中「行政庁」とあるのは、都道府県の区域を超える区域を地区とする組合及び都道府県の区域を地区とする農業協同組合連合会における第十八条第三項第三号（第二十一条第一項において準用する場合を含む。）並びに第四十一条第一項第十号、第二項及び第三項の規定に係るものについては農林水産大臣及び金融庁長官、第七条第二項及び第五十九条の規定